

高島市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和元年9月10日に提出された高島市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により公表する。

令和元年11月7日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 青 谷 章

高島市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和元年9月10日

2 請求人

●●●●

3 請求の要旨

(「高島市職員措置請求書」の原文のまま記載)

1 請求の要旨

(1) 住民税の課税漏れについて

自治会等が平成30年度中に支払った、役員給与に対する課税がされておらずまた、税務課に対し地方税法で定める給与支払報告書の提出がされておらず、財務会計上の怠る事実として公金の賦課徴収の怠る事実として、調査の上厳正な課税処理をすべきであり、高島市長福井正明氏に対し厳正な課税を求める。

(2) 理由

昨年の住民監査請求において、市長の主張は自治会等からの役員報酬は雑所得に該当するとの主張であったが、監査委員にしても税法にあまり熟知していないように見受けられ、うやむやな監査結果となった。

その後、国税庁及び大阪国税局税務相談室並びに今津税務署●●にこの役員給与について雑所得か給与所得かの見解をたざした結果、明らかに給与所得であるとの結論を得た。

なお、今津税務署●●は個人的な意見として、費用負担部分なら給与として課税しない旨回答を得た。

●●は、高島市の税務課職員から照会があった際に、同様の回答をした旨であった。

また、昨年の住民監査請求において、過去に自治会に対する説明時に給与所得であるとの説明をした職員がいると訴えたが、監査委員は区長・自治会長会議の復命決裁にはなかったとの裁定であった。

しかしながら、我々は、当時の秘書広報課職員●●及び当時の市民協働課職員●●から給与所得の説明を受けた経緯がある。

当該会議の復命決裁文書を手にしたが、区長や自治会長の質問等に対する市側の説明は詳細に記載があったが、市側が配布資料により説明した内容には、たんに項目を記載したのみで、何を説明したか不明瞭になっていた。このような決裁文書では当該会議において給与所得につき説明したかどうか不明である。(別添資料1)

また、本年4月に開催された区長自治会長会議における配布資料として、自治会の役員給与は給与所得に該当するため、税務署に対し源泉及び給与支払い場所の届け出をすること及び市役所に対し給与支払報告書の提出をするよう記載した資料が何ら説明もなく配布されていた。

この3月まで給与所得ではなく雑所得と主張していた市側は、手のひらを返したごとく給与所得としたことは、明らかにこれまでの課税漏れを認めたものである。

なお、●●にも給与所得か雑所得かの判断を依頼していたが、●●から、給与所得の判断は税法に定めてあることから国税庁の判断にゆだねるとの連絡が届いた。

このとおりで、昨年の住民監査請求時に国税庁に電話を一本、大阪国税局税務相談室に電話一本入れれば即回答は得られた。

また、税法は国税庁が制定したものであることから、単に自治体の税務課長が取り扱いを判断すべきではないと考える。国税庁にゆだねるべきである。

なお、別添資料2のとおり、過去5年間の文書公開を請求した結果高島市の職員も自治会役員に多数の職員が就任しており、これらの職員が受けた役員給与についても誰一人として高島市に給与支払報告書の提出が自治会からはなかったことは大きな問題である。

また、同日に以下の別添資料の提出を受けた。

(別添資料1) ・平成31年度●●地域区長・自治会長会議記録簿

(平成31年4月●●日開催分)

・平成31年度区長・自治会長会議(●●地域)次第

(平成31年4月●●日開催分)

・上記会議で配布した添付資料の別冊1

(その他の資料および依頼事項等の9頁、給与支払報告書の提出について、税務課作成)

(別添資料2) ・地方公務員法第38条の規定による兼業許可申請書16人分

(平成28年4月1日～平成30年5月10日付の許可書)

第2 請求の受理

本件措置請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和元年9月24日付で受理することを決定し、同日、請求人に通知した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件措置請求書および事実証明書に基づき、自治会等が平成30年度中に支払った役員給与に対する住民税の課税について、公金の賦課徴収を怠る事実があるとしていることから、添付資料の兼業許可申請書に記載された兼業予定期間を平成30年度中としている7人を対象者とし、賦課徴収を怠る事実があったといえるか否かを監査対象事項とした。

2 請求人の陳述および証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して令和元年10月7日に陳述および証拠の提出の機会を設けた。

請求人から報告のあった法人の役員が出席し、本件措置請求書に沿った陳述を行った。請求人の陳述の概要は次のとおりである。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

ア. 自治会長等の役員への報酬は、所得税法上、給与扱いとなる。

イ. 国税庁、大阪国税局税務相談室、今津税務署は役員報酬が給与所得であるとしている。

ウ. 税法は国税庁が制定したものであることから、自治体の税務課長がその取扱いを判断すべきでない。

エ. 兼業許可申請書を提出した市職員が未申告であるとは言っておらず、給与支払報告書が出ていないので、調査の上厳正な課税を求める。

3 市長からの意見書の提出および関係職員の陳述

令和元年10月1日に本件措置請求に対して市長から「意見書」と題する以下の書面の提出を受け、これを基に同年10月7日には総務部税務課の関係職員から陳述の聴取を行った。

(「意見書」の原文のまま記載)

意 見 書

請求人●●●●が令和元年9月10日に提起した住民監査請求に関し、次のとおり意見する。

1 意見の趣旨

本件監査請求は、これを棄却するとの決定を求める。

2 請求に対する認否

請求の要旨については否認する。

3 請求人の主張要旨およびこれに対する市長の意見

住民税の課税漏れについて

<請求人の主張要旨>

自治会等が平成30年度中に支払った、役員給与に対する課税がされておらずまた、税務課に対し地方税法で定める給与支払報告書の提出がされておらず、財務会計上の怠る事実として公金の賦課徴収の怠る事実として、調査の上厳正な課税処理をすべきであり、高島市長福井正明氏に対し厳正な課税を求める。

<理由>

昨年の住民監査請求において、市長の主張は自治会等からの役員報酬は雑所得に該当するとの主張であったが、監査委員にしても税法にあまり熟知していないように見受けられ、うやむやな監査結果となった。

その後、国税庁及び大阪国税局税務相談室並びに今津税務署●●にこの役員給与について雑所得か給与所得かの見解をただした結果、明らかに給与所得であるとの結論を得た。

なお、今津税務署●●は個人的な意見として、費用負担部分なら給与として課税しない旨回答を得た。

●●は、高島市の税務課職員から照会があった際に、同様の回答をした旨であった。

また、昨年の住民監査請求において、過去に自治会に対する説明時に給与所得であるとの説明をした職員がいると訴えたが、監査委員は区長・自治会長会議の復命決裁にはなかったとの裁定であった。

しかしながら、我々は、当時の秘書広報課職員●●及び当時の市民協働課職員●●から給与所得の説明を受けた経緯がある。

当該会議の復命決裁文書を手にしたが、区長や自治会長の質問等に対する市側の説明は詳細に記載があったが、市側が配布資料により説明した内容には、たんに項目を記載したのみで、何を説明したか不明瞭になっていた。このような決裁文書では当該会議において給与所得につき説明したかどうか不明であ

る。(別添資料1)

また、本年4月に開催された区長自治会長会議における配布資料として、自治会の役員給与は給与所得に該当するため、税務署に対し源泉及び給与支払場所の届け出をすること及び市役所に対し給与支払報告書の提出をするよう記載した資料が何ら説明もなく配布されていた。

この3月まで給与所得ではなく雑所得と主張していた市側は、手のひらを返したごとく給与所得としたことは、明らかにこれまでの課税漏れを認めたものである。

なお、●●にも給与所得か雑所得かの判断を依頼していたが、●●から、給与所得の判断は税法に定めてあることから国税庁の判断にゆだねるとの連絡が届いた。

このとおりで、昨年の住民監査請求時に国税庁に電話を一本、大阪国税局税務相談室に電話一本入れれば即回答は得られた。

また、税法は国税庁が制定したものであることから、単に自治体の税務課長が取り扱いを判断すべきではないと考える。国税庁にゆだねるべきである。

なお、別添資料2のとおり、過去5年間の文書公開を請求した結果高島市の職員も自治会役員に多数の職員が就任しており、これらの職員が受けた役員給与についても誰一人として高島市に給与支払報告書の提出が自治会からはなかったことは大きな問題である。

<市長の意見>

区・自治会における役員への支払金がある場合において、その所得の種類は給与所得あるいはその他の所得のいずれかに限定されるものではなく、それぞれ個別の判断によるものであり、市と所管する今津税務署は、この点について同一の見解である。

このことについて、請求人は、請求理由に「昨年の住民監査請求において、市長の主張は自治会等からの役員報酬は雑所得に該当するとの主張であった」としているが、この理由には明らかに齟齬が生じており訂正が必要である。

次に、給与支払報告書は、地方税法第317条の6第1項において、毎年1月1日現在において給与の支払をする者で、所得税法の源泉徴収義務者であるものは、1月31日までに自治省令の定める様式の給与支払報告書に、給与の支払を受ける者についてその者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載の上、その給与の支払を受けている者の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされている。すなわち、同法の規定は、給与の支払をする者に対する給与支払報告書の提出義務を定めたものであり、給与支払報告書の提出がされていないことによって直ちに市が公金の賦課徴収を怠っているものではない。

なお、市税務課が、本年度の区長・自治会長会議に配布した資料は、区・自治会が給与に該当する支払をする場合において、同法の規定により給与支払報告書の提出が必要であること等について周知したものであり、今後においても各区・自治会において適正な事務処理のもとに、給与支払の実績に基づく給与支払報告書の提出がなされるよう周知に努めるところである。

次に、請求書添付資料2の兼業許可申請書は、市職員が区・自治会における活動等を担うことについて兼業を申請し、市が許可しているものであるが、前述のとおり、その所得の種類はそれぞれ個々の判断によるものであって、給与所得に該当する場合は、給与の支払をする者から給与支払報告書が提出されるものであり、その他の所得の場合は、本人からの申告を必要としているところである。

市民税の賦課業務は、今後においても実質的な財政効果と優先度等を見極め、限られた人員と時間のなかで、適正な申告の周知と実態の把握に努めるも

のであり、未申告の所得を把握した場合には、適正に指導を行うところである。

関係職員の陳述の概要は、以下のとおりである。

- ア. 自治会等が支払った役員への支払金は、給与所得あるいはその他の所得のいずれかに限定されるものではなく、それぞれ個別の判断によるということを今津税務署と協議済みである。
- イ. 地方税法第317条の6第1項の規定は、給与の支払をする者に対する給与支払報告書の提出義務を定めたものであり、給与支払報告書の提出がされていないことによって直ちに公金の賦課徴収を怠っているものではない。
- ウ. 平成31年度の区長、自治会長会議で配布した資料は、給与に該当する場合において、同法の規定による給与支払報告書の提出が必要であること等について、周知したものである。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 兼業許可申請について

- ア. 兼業許可申請者の兼業予定期間および人数は、以下のとおりである。
 - 平成30年4月1日から令和2年3月31日まで1人
 - 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで6人
- イ. 役員報酬等の支出時期および申告の有無について
 - 平成30年中 3人（申告有）
 - 平成31年中 4人（申告予定）
- ウ. 地方公務員法第38条では、職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないと規定している。
- エ. 兼業許可申請書の庁内の情報提供については、職員が兼業の許可を申請する目的のために提出される書類であり、利用目的外に利用すれば、高島市個人情報保護条例第11条第1項の規定に抵触することになるため、人事課から税務課への情報提供はされていない。

(2) 高島市個人情報保護条例について

- ア. 高島市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）は、平成17年1月1日に公布、施行、平成17年9月30日に改正施行している。
- イ. 個人情報保護条例は、第1条にその目的として「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、市の実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、公正で円滑な市政の推進に寄与すること」と規定している。
- ウ. 個人情報保護条例第11条第1項では、実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を自ら利用し、または提供してはならないと規定している。

エ. 個人情報保護条例第11条第2項では、前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとして規定している。

- ① 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- ③ 専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- ④ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- ⑤ 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- ⑥ 他の実施機関に、保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける実施機関が、法令等の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

オ. 個人情報保護条例第11条第3項では、前項の規定は、保有個人情報の利用または提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではないとして規定している。

カ. 個人情報保護条例第11条第4項では、実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局または機関に限るものと規定している。

(3) 地方税法について

ア. 地方税法第298条では、市町村民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号から第3号までの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができると規定している。

- ① 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- ② 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- ③ 給与支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者
- ④ 前3号に掲げる者以外の者で当該市町村民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

イ. 地方税法第20条の11では、徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができると規定している。

2 監査委員の判断

請求人は、市職員が人事課に提出した兼業許可申請書を根拠に、自治会等から給与支払報告書が提出されていないと指摘し、市職員に対する適正な課税を求めている。

この点について、兼業許可申請書が提出されている7人の申告内容を確認したところ、うち4人については、平成31年1月以降に役員報酬を受け取っていることから、令和元年度の課税対象とはならず、その他の3人については、申告がされていることから怠る事実はない。

よって、自治会等が平成30年度中に支払った役員給与に対する課税がなく、税務課に給与支払報告書の提出がなく調査をすべきであるとの請求人の主張には理由がなく、賦課徴収を怠る事実はないと判断する。

3 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却する。